第十二条第六項の表都道府県の項第二号算式中「174,000円」を「180,000円」に、「$\sum_{n=11}^{20}$」を「$\sum_{n=11}^{21}$」に改め、同号算式の符号C_4中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号C_5中「0.013」を「0.012」に改め、同号算式の符号C_{11}中「0.021」を「0.022」に改め、同号算式の符号中「C_{13}＝0.022」を「C_{13}＝0.021」に、「C_{15}＝0.022」を「C_{15}＝0.021」に、「G_{15}＝0.022」を「G_{15}＝0.021」に、「G_{17}＝0.022」を「G_{17}＝0.021」に改め、同号算式の符号I_{10}中「0.044」を「0.043」に改め、同号算式の符号K_{11}中「0.015」を「0.014」に改め、同号算式の符号O_5中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「P_{13}＝0.021」を「P_{13}＝0.020」に、「P_{17}＝0.034」を「P_{17}＝0.033」に、「P_{18}＝0.010」を「P_{18}＝0.033」に改め、同号算式の符号P_{20}の次に次のように加える。

			P_{21}＝0.008

第十二条第六項の表都道府県の項第三号港湾における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{20}$」を「$\sum_{n=11}^{21}$」に、「6,300円」を「6,130円」に改め、同号算式の符号中「D_{13}＝0.021」を「D_{13}＝0.020」に、「D_{17}＝0.034」を「D_{17}＝0.033」に、「D_{18}＝0.010」を「D_{18}＝0.033」に改め、同号算式の符号D_{20}の次に次のように加える。

			D_{21}＝0.008

第十二条第六項の表都道府県の項第三号漁港における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{20}$」を「$\sum_{n=11}^{21}$」に、「6,230円」を「6,070円」に改め、同号算式の符号中「D_{17}＝0.034」を「D_{17}＝0.033」に、「D_{18}＝0.010」を「D_{18}＝0.033」に改め、同号算式の符号D_{20}の次に次のように加える。

			D_{21}＝0.008

第十二条第六項の表都道府県の項第四号算式中「$\sum_{n=9}^{16}$」を「$\sum_{n=11}^{16}$」に、「63,900円」を「68,100円」に改め、同号算式の符号中「C_{10}＝0.0289」を削り、「C_{11}＝0.0288」を「C_{11}＝0.0283」に、「C_{12}＝0.0280」を「C_{12}＝0.0276」に、「C_{13}＝0.0284」を「C_{13}＝0.0280」に、「C_{15}＝0.0288」を「C_{15}＝0.0285」に、「C_{16}＝0.0291」を「C_{16}＝0.0287」に、「E_6＝0.0160」を「E_6＝0.0158」に、「E_7＝0.0155」を「E_7＝0.0153」に、「E_8＝0.0210」を「E_8＝0.0208」に、「E_9＝0.0201」を「E_9＝0.0199」に、「E_{10}＝0.0302」を「E_{10}＝0.0195」に、「E_{11}＝0.0264」を「E_{11}＝0.0262」に、「E_{12}＝0.0253」を「E_{12}＝0.0250」に、「E_{13}＝0.0254」を「E_{13}＝0.0252」に、「E_{15}＝0.0288」を「E_{15}＝0.0285」に、「E_{16}＝0.0291」を「E_{16}＝0.0287」に改める。

第十二条第六項の表都道府県の項第五号算式中「$\sum_{n=18}^{20}$」を「$\sum_{n=18}^{21}$」に、「46,400円」を「49,200円」に改め、同号算式の符号中「C_{18}＝0.0186」を「C_{18}＝0.0710」に改め、同号算式の符号C_{20}の次に次のように加える。

			C_{21}＝0.0150

第十二条第六項の表都道府県の項第六号中「耕地の面積」を「農家数」に改め、同号算式を次のように改める。

			算式 $\dfrac{B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45+G\times0.45+H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+\sum_{n=11}^{21}(K_n\times L_n)+\sum_{n=11}^{21}(M_n\times N_n)+\sum_{n=11}^{21}(O_n\times P_n)+\sum_{n=11}^{21}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=11}^{21}(S_n\times T_n)+\sum_{n=5}^{13}(U_n\times V_n)\times\dfrac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(W_n\times X_n)+\sum_{n=8}^{20}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=5}^{13}(AA_n\times AB_n)+AC_n\times AD_n+AE_n\times AF_n}{117,000円\times A}$

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号D、G及びJ中「水資源開発公団法第30条第１項の規定」を「独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第26条第１項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第１項の規定」に改め、同号算式の符号K_5中「平成９年度」を「平成11年度」に、「平成10年度」を「平成11年度」に、「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「L_{10}＝0.016」を削り、「L_{11}＝0.041」を「L_{11}＝0.016」に、「L_{19}＝0.007」を「L_{19}＝0.066」に改め、同号算式の符号L_{20}の次に次のように加える。

			L_{21}＝0.005

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号M_n中「平成10年度」を「平成11年度」に、「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「N_{10}＝0.016」を削り、「N_{18}＝0.009」を「N_{18}＝0.046」に改め、同号算式の符号N_{20}の次に次のように加える。

			N_{21}＝0.007

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号O_5中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「P_{11}＝0.041」を「P_{11}＝0.016」に、「P_{19}＝0.007」を「P_{19}＝0.066」に改め、同号算式の符号P_{20}の次に次のように加える。

			P_{21}＝0.005

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号Q_5中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「R_{18}＝0.009」を「R_{18}＝0.046」に改め、同号算式の符号R_{20}の次に次のように加える。

			R_{21}＝0.007

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号S_5中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「T_{11}＝0.041」を「T_{11}＝0.016」に、「T_{19}＝0.007」を「T_{19}＝0.066」に改め、同号算式の符号T_{20}の次に次のように加える。

			T_{21}＝0.005